

埼玉県救急救命士養成教育訓練運営検討委員会設置要綱

平成11年5月26日防災局長決裁
令和3年4月1日最終改正

(設置)

第1条 救急救命士養成教育訓練の効率的な運営を図るため、埼玉県救急救命士養成教育訓練運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- 1 救急救命士養成教育訓練に関すること
 - イ 教育カリキュラムに関すること
 - ロ 教員の選任に関すること
 - ハ 臨床実習に関すること
- 2 救急救命士養成教育訓練以外の教育訓練に関すること
- 3 その他救急救命士養成教育訓練に関し、必要な事項

(構成)

第3条 委員は、20名以内とし、医師、専任教員、消防職員、地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員及び県職員で構成する。

- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

(運営)

第4条 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、専門的な事項について検討する必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会に属する委員は、委員長が指名する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、就任の日から翌年度の3月末日までとする。ただし、委員長及び副委員長は、後任者が決まるまでの間は、その任に当たることができるものとする。
なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、埼玉県消防学校救急救命士養成担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。